

訪問看護 重要事項説明書及び契約書
(令和8年3月1日現在)

第1 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションるーく		
所在地	〒630-0225 奈良県生駒市東山町 433-5		
事業所番号	2960990048	指定年月日	平成27年12月1日
所長	谷村 卓俊		
管理者	吉岡 宏美		
連絡先	0743-77-7001		
相談・苦情担当者	看護部門 リハビリ部門	吉岡 宏美 谷村 卓俊	
運営目的	かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を必要と認めた方に対し、適正な訪問看護サービスを提供します		
運営方針	ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援していきます		

2. 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1名		管理業務、看護サービス
	看護師	4名	5名	看護サービス
	理学療法士	6名	2名	リハビリサービス
	作業療法士	3名	2名	リハビリサービス
	言語聴覚士	2名	1名	リハビリサービス

3. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時～午後5時
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12月29日～1月3日

4. 提供するサービスの内容

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 健康状態の観察 | 6. 医療機器やカテーテルの管理 |
| 2. 療養生活や介護方法についての相談 | 7. ターミナルケア |
| 3. 食事・入浴・排泄などの日常生活の世話 | 8. 服薬指導 |
| 4. リハビリテーション | 9. その他 |
| 5. 床ずれなどの処置 | |

5. 利用料等 ※地域区分6級の地域加算が加わり1単位あたり10.42円となります。

(1) 介護保険 小数点未満の端数処理があり、実際の金額とは多少異なるため概算での料金となります。

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割から3割が利用者様負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額利用者様の負担となります。

【初回訪問時の加算】

	単位	1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ)	350単位	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ)	300単位	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	600単位	626円	1,251円	1,876円

【看護師による訪問】(准看護師による訪問は所定の単位数に90/100を乗じて算定いたします)

	要介護			要支援		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
20分未満	328円	655円	982円	316円	632円	948円
30分未満	491円	982円	1,473円	470円	940円	1,410円
30分～1時間	858円	1,715円	2,573円	828円	1,655円	2,482円
1時間～1時間30分	1,176円	2,351円	3,526円	1,136円	2,272円	3,408円

※基本単位・・・要介護(20分未満314単位、30分未満471単位、30分～1時間未満823単位、1時間～1時間30分未満1128単位)

要支援(20分未満303単位、30分未満451単位、30分～1時間未満794単位、1時間～1時間30分未満1090単位)

※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増になります。

【療法士によるリハ訪問】

※1日に40分を超えて実施する場合は90/100になります。

	要介護			要支援		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
20分	298円	596円	894円	288円	575円	863円
40分	596円	1,192円	1,788円	576円	1,151円	1,725円
60分	894円	1,788円	2,682円			

※基本単位・・・要介護(20分294単位、40分588単位、60分792単位)、要支援(20分284単位、40分568単位)

厚生労働大臣が定める施設基準に該当するため上記単位より20分あたり8単位の減算となります。

※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増です。

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に要支援の方に対しリハを行った場合、1回につき15単位の減算となります。

【その他の加算について】

基本単位		ご利用者負担		
		1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600 単位/月	626 円	1,251 円	1,876 円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位/月	599 円	1,197 円	1,795 円
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位/月	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	261 円	521 円	782 円
複数名訪問加算 30分未満	254 単位	265 円	530 円	794 円
複数名訪問加算 30分以上	402 単位	419 円	838 円	1,257 円
長時間訪問看護加算	300 単位	313 円	626 円	938 円
ターミナルケア加算	2500 単位	2,605 円	5,210 円	7,815 円
口腔連携強化加算	50 単位/月	53 円	105 円	157 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 単位/回	4 円	7 円	10 円

(2) 医療保険 小数点未満の端数処理があり、実際の金額とは多少異なるため概算での料金となります。

介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や病状の方、急性増悪等の状態によっては医療保険での適応となります。

※当ステーションではマイナンバーによるオンライン資格確認を導入しています。オンライン資格確認により利用者様の診療情報・薬剤情報を活用し訪問看護サービスを行います。

※公費負担医療制度(福祉医療・難病医療等)をご利用の際は各種証書をご提示ください。

	医療費総額	ご利用者負担		
		1割	2割	3割
月初日の訪問 管理療養費＋基本療養費 (7,670円＋5,550円)	13,220 円	1,320 円	2,640 円	3,970 円
月2日以降の訪問 管理療養費＋基本療養費 (3,000円＋5,550円)	8,550 円	860 円	1,710 円	2,570 円
週4日目以降の看護訪問 管理療養費＋基本療養費 (3,000円＋6,550円)	9,550 円	960 円	1,910 円	2,870 円

【その他の加算について】

	医療費総額	ご利用者負担金		
		1割	2割	3割
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月	10 円	10 円	20 円
訪問看護ベースアップ評価料 I	780 円/月	80 円	160 円	230 円
難病等複数回訪問加算 (1 日 2 回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算 (1 日 3 回)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 (長時間)	6,000 円 (8,400 円)	600 円 (840 円)	1,200 円 (1,680 円)	1,800 円 (2,520 円)
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
24 時間対応体制加算 (イ)	6,800 円/月	680 円/月	1,360 円/月	2,040 円/月
24 時間対応体制加算 (ロ)	6,520 円/月	650 円/月	1,300 円/月	1,960 円/月
緊急訪問看護加算	2,650 円	270 円/月	530 円	800 円
早朝・夜間訪問看護加算 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 午後 10 時から午前 6 時まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算 2 名の看護師または療法士	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
特別管理加算 (重症度高い)	5,000 円/月	500 円/月	1,000 円/月	1,500 円/月
特別管理加算 (上記以外)	2,500 円/月	250 円/月	500 円/月	750 円/月
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

(3) 自費

・リハビリ療法士

20分	3,000円
40分	6,000円
60分	8,500円
60分以上	8,500円 + 1,500円/10分

・看護師

30分	5,000円
60分	9,000円
90分	12,000円
90分以上 30分ごと	+5,000円

※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増になります。

その他の利用料

24時間対応体制	5,000円/月
複数名での訪問	4,500円
エンゼルケア	15,000円

(4) 交通費

訪問の際の交通費は一律200円をご負担頂きます。介護保険サービスでは実施地域 外のみ上記金額をご負担いただきます。(実施地域は生駒市、奈良市、大和郡山市、平群町、斑鳩町、王寺町、となります。)訪問時にコインパーキングなどに駐車する必要がある場合にはその費用もご負担となります。

(5) その他

サービスの実施に必要な衛生管理費、利用者様宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様のご負担となります。

当ステーションの看護をご利用中に在宅でご逝去された場合、ご希望に応じエンゼルケア(死後処置)をいたします。その際は物品・処置料として15,000円を頂戴いたします。

(6) キャンセル

利用者様の都合によりサービスをキャンセルする場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。

サービス利用日の前日 17:00 までに連絡があった場合	無料
サービス利用日の前日 17:00 までに連絡がなかった場合	1,000円

キャンセルが必要となったときは、当事業所までご連絡ください。

(7) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求について

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。
 毎月ごとの利用料金等は、利用月の翌月 15 日頃に請求書をお渡しします。
 翌月の 27 日頃の引き落としとなります。

②利用料、その他の費用の支払い

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

※領収書の再発行はいたしかねますので必ず保管をお願いいたします。

自動口座引き落とし	ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします (銀行および郵便局)
現金払い	サービス提供時に月 1 回お支払い願います

※最終の利用料金に関しましては、引き落としが出来ない場合担当者による現金徴収とさせていただきます。

6. 主治医による訪問看護指示書について

訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書に交付にあたり利用者様またはご家族から主治医への依頼をお願いいたします。またその際医療機関にて文書料として 300 点が発生いたします。

7. 秘密の保持および個人情報の保護について

利用者様およびそのご家族に関する秘密および個人情報については、生命・身体に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。また、従業員が業務上知り得た秘密および個人情報は、従業員でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下で利用することがあります。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様のご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を講じます。万が一事故が発生し、利用者様の生命、身体、財産等に損害を生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者様に対して損害の賠償を行います。

9. 連携

- ①事業者はサービスにあたり、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ②事業者は、この契約に基づく「訪問看護計画」の写しを利用者様の同意を得たうえで、居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

10. 感染症等への対策について

訪問時にサービス従業者は手洗いを徹底しマスクを着用いたします。必要に応じてガウンを着用しサービスを提供することもあります。

ご利用者様・ご家族様が発熱(37.0℃以上)等の症状がある場合はご連絡下さい。病状によっては、訪問看護を中止・延期または電話連絡での対応となります。また、訪問を当日の最後の時間への変更、状況によっては担当者を変更して訪問する場合があります。

11. 災害発生時の対応について

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が困難となる可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し職員・その家族の安全を確保したうえで、利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の禁止

事業者は生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。またやむを得ず身体拘束をせざるを得ない場合には利用者家族等に必要な理由を書面にて記載し説明・同意を得るものとします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ② 虐待防止の指針を整備します。
- ③ 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。担当者：谷村
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 相談・苦情

サービスに関する相談や苦情については、当事業所相談・苦情担当者(1 ページ参照)およびサービス提供担当者までお申し出ください。

また、当事業所以外に、お住まいの市町村および奈良県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口においてもお問い合わせができます。

窓 口	担 当	住 所	電 話
生駒市役所	介護保険課	生駒市東新町 8 番 38 号	0743-74-1111
奈良市役所	介護福祉課	奈良市二条大路南一丁目 1-1	0742-34-5422
大和郡山市役所	介護福祉課	大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151
平群町役場	福祉課	生駒郡平群町吉新 1-1-1	0745-45-1001
三郷町役場	長寿介護課	生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号	0745-43-7323
王寺町役場	福祉介護課	北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 王寺町役場 1 階	0745-73-2001
奈良県国民健康 保険団体連合会	介護保険課	奈良県橿原市大久保町 302 番 1	0120-21-6899

15. 緊急時における対応

サービスの提供中に緊急事態が発生した場合は、主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター等に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	電話番号	

緊急連絡先 (第1連絡先)	氏名	続柄：
	住所	
	電話番号	

緊急連絡先 (第2連絡先)	氏名	続柄：
	住所	
	電話番号	

16. 第3者評価実施の有無

なし

「生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員、及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年生駒市条例第18号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

氏名	
----	--

【事業者】

所在地	奈良県生駒市東山町 433-5
事業者（法人）名	株式会社 P L A Y Z
代表者名	喜多 彬光
事業所名	訪問看護ステーションるーく

上記の内容について説明を受けました。

【利用者】

氏名	
----	--

【代理人】

氏名	
----	--

(続柄：)

第2 契約書

様（以下利用者様）と株式会社PLAYZ（以下事業者）は、事業者が利用者様に提供する（介護予防）訪問看護サービスについて、各々対等の立場でのその内容を確認し、次の通りに契約いたします。

1. この契約の目的と内容について

事業者は利用者様に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう医療・介護・介護予防訪問看護サービス(以下、訪問看護サービス)を提供します。

利用者様は事業者に、提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、利用料等）を支払います。

利用者様は訪問看護サービスを受けるにあたり、事業者に被保険者証を提示し、事業者は利用者様の被保険者資格や要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

事業者は利用者様の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、この意見に配慮したサービスの提供を行うように努めます。

2. 事業者が利用者様に提供する訪問看護サービスの内容について

看護師またはリハ専門職が利用者様の居宅を訪問し重要事項 4 に記載の内容を提供いたします。

3. 利用者様が事業者を支払う所定の利用料等

利用者様は訪問看護サービスに対し重要事項 5(1)～(5)に記載の利用料等を同 5(6)に記載の支払い方法に従って事業者を支払います。

4. 訪問看護サービスのご契約期間について

この契約の契約期間は、契約締結日から始まり利用者様の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。ただし、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一の条件で契約は自動更新されるものとします。更新後も同様とします。

5. ご契約内容の変更、ご契約の解約と自動終了について

(1) 契約内容の変更

- ①事業者はこの契約に定める内容のうち、利用料などの変更(増額又は減額)を行おうとする場合には、変更箇所について新たに文書を作成し、利用者様に通知します。
- ②利用者様が利用料などの変更を承諾する場合には、新たな料金による別紙を作成し、双方が記名します。
- ③利用者様が利用料などの変更を承諾しない場合には、その旨を事業者文書で通知することで、この契約を解除する事が出来ます。

(2) 契約の解約

①利用者様から行う解約措置

ア. 利用者様は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合には、事業者に対して契約終了を希望する7日前までにその旨をお申し出ください。但し、利用者様に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する7日前以内であっても、申し出によりこの契約を解約することが出来ます。

イ. 次の場合には、利用者様は事業者へ通知することにより、事前の申し出の期間を設けることなく、この契約を解約することが出来ます。

1)事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合

2)事業者が守秘義務に反した場合

3)事業者が利用者様やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4)事業者が破産した場合

5)その他事業者がこの契約に定めるサービスを正常に行えない状態に陥った場合

②事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、休止・廃止などの契約に基づくサービスの提供が困難になる等のやむを得ない事情がある場合には、利用者様に対してこの契約の解約を予定する日から1ヶ月以上前に、解約理由を示した文書を通ずることによりこの契約を解約することが出来ます。

但し、次の場合には、1ヶ月以上の事前申し出の期間無しに、この契約を解約することが出来ます。

ア. 利用者様が、この契約に定める利用料などの支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による支払い催告を行ったにもかかわらず14日以内にその支払いがなかった場合

イ. 利用者様、又はそのご家族等が、事業者やその職員に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

(3) ご契約の自動終了

①利用者様が介護保険施設に入所した場合

②利用者様の介護認定区分が自立と判断された場合

③利用者様が死亡された場合

6. 事業者の責務について

(1) 訪問看護計画の立案とそれに基づくサービスの提供

①事業者は利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「予防居宅サービス計画」及び「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容を文書により利用者様又はそのご家族にご説明します。

又、利用者様の状況やご希望を踏まえて「訪問看護計画」を変更するときも、同様の取り扱いをします。

(2) サービス提供の記録

- ①事業者は、サービス提供に関する記録を行うと共に、サービス提供の日から5年間保管します。
- ②利用者様は事業者に対して、保管されているサービス提供記録の閲覧、及び複写物の交付を請求することができます。交付に際してはその費用を事業者は利用者様に請求することができます

(3) 秘密保持及び個人情報保護について

事業者は重要事項7に記載の通り、職員又は職員であった者が職務上知り得た利用者様又はご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しない様取り扱いします。

(4) 賠償責任

重要事項8に記載の通り利用者様の生命・身体、財産等に損害が生じた場合には不可抗力による場合を除き、損害を賠償致します。ただし、利用者、利用者家族が故意または過失がある場合、減額することがあります。

(5) 緊急時の対応

事業者は、訪問看護の提供を行っている時に利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに、重要事項15に記載の主治医及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。

(6) 身分証の携帯義務

サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者様、又はそのご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(7) 苦情処理

- ①利用者様は、提供された訪問看護サービスに苦情・相談がある場合には、重要事項1、14に記載の窓口に苦情申し立てをする事が出来ます。
- ②事業者は、利用者様が前項の苦情申し立てを行った場合でも、これを理由としてご利用者に何らの不利益待遇も致しません。

7. 契約内容の履行と契約外事項の取り扱いについて

- (1) 利用者様及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

8. 合意裁判管轄について

この契約についてやむを得ず訴訟となる場合には、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所にすることを、利用者様及び事業者は予め合意します。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、ご利用者・事業者が署名又は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日：令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 株式会社PLAYZ

住 所 奈良県生駒市東山町 433-5

電話番号 0743-77-7001

代表者名 喜多 彬光 印

「この契約に定める訪問看護サービスを担当する事業所」

事業所名 訪問看護ステーションるーく

事業所所在地 〒630-0225

奈良県生駒市東山町 433-5

電話番号 0743-77-7001

事業所責任者名 谷村 卓俊

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

(続柄:)

個人情報利用同意書

<個人情報保護の趣旨>

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

利用者様及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 上記以外に個人情報を使用する場合には、利用者様・ご家族に都度確認の上、承諾を得ることとします。

_____年 _____月 _____日

株式会社PLAYZ

訪問看護ステーションるーく 殿

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄: _____)